

さいたま市誰もが共に暮らすための市民会議について

●目的

誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）第7条に基づき、障害者に関する施策の課題について市民が相互に意見を交換することを目的として設置

●市民会議における「さいたま市誰もが共に暮らすための市民会議」についての主な意見

意見項目	現状	市民会議における 意見概要	今後の方針
参加募集	<募集方法> ・公募による事前申込制 ・前年の参加者に対し参加依頼を送付 ・市報さいたまへの掲載（年度当初） <申込方法> 窓口へ持参、郵送、ファックス、メールでの送信、ホームページの申込フォーム	市民会議の参加者が、当事者、その家族、福祉事業所の関係者に偏っており、一般の方が少ない。	幅広い市民の方に御参加していただけるよう、周知方法を見直してまいります。
実施方法	<開催通知> 1か月前を目途に送付 <資料の提供方法> 3日前から1週間前に送付 <開催日時・場所> 毎回、時間帯や地域を変えて実施	市民会議で話し合うテーマをもう少し早く教えてほしい。 資料が多く、わかりづらい。	テーマを事前に把握いただけるよう、引き続き、開催通知等でお知らせしてまいります。また、より多くの方に御参加いただけるよう、わかりやすい資料の作成に努めてまいります。
テーマ	障害者総合支援計画や障害者施策等の課題について	限られた討議時間の中、議論が深まるように、もっとテーマを絞ってほしい。	より活発な意見交換の場となるよう、具体的な施策をテーマとする等、見直してまいります。
反映状況	障害者政策委員会に報告	市民会議での意見がどのように市の施策に反映されたかわかりにくい。	市の施策への反映状況を一覧にして、わかりやすくお示しする等、見直してまいります。